

山口県報

令和4年
8月30日
(火曜日)

目次

- 告示
保安林の指定(周南市) (森林整備課)
○公安委告示
警備員指導教育責任者講習の実施
山口県公安委員会告示第三十五号



山口県告示第二百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和四年八月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 保安林の所在場所
周南市大字湯野字砂郷一〇三五〇、一〇三五七、一一九四一、一一九四七、字桜郷一〇三五九の一、一一九三八の一、字四反田一〇三六一の二、字埴ノ前一一九一三、字堀田ヶ迫一一九二九、一一九二九の一、字樽原一一九四三の一、字口初一一九五四の一
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市産業振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。)



山口県公安委員会告示第三十五号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。)第二十二条第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和四年八月三十日

山口県公安委員会

- 一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員
- (一) 日時
- ア 新規取得講習(法第二十二条第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)第七条第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。))の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。
- 令和四年十月三日(月曜日)から同月六日(木曜日)までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月七日(金曜日)の午前九時から午後五時三十分まで
- イ 追加取得講習(講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。)
- 令和四年十月六日(木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同月七日(金曜日)の午前九時から午後四時十五分まで
- (二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)
- (三) 講習を行う警備業務の区分

(四) 受講者の定員
法第二条第一項第三号に規定する業務（以下「第三号警備業務」という。）
法第二条第一項第四号に規定する業務（以下「第四号警備業務」という。）の講
習の受講者と合わせて二十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

- ア 最近五年間に第三号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に合格した者
オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第三号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のウからオまでのいずれかに該当する者
三 受講申込書の受付期間
令和四年九月五日（月曜日）から同月九日（金曜日）まで

ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第一号によること。）

(二) 二の(一)のウに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第三号警備業務の従事期間に関する証明書（以下「第三号警備業務従事証明書」という。）、
二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第三号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し及び第三号警備業務従事証明書

(三) 写真（縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。）

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し（新規取得講習を受講しようとする者を除く。）

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万八千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万四千元に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習

令和四年十月三日（月曜日）から同月六日（木曜日）までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月七日（金曜日）の午前九時から午後五時二十十分まで

イ 追加取得講習

令和四年十月六日（木曜日）の午前九時から午後五時三十分まで及び同月七日（金曜日）の午前九時から午後四時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口（山口県婦人教育文化会館）

- (三) 講習を行う警備業務の区分
第四号警備業務
- (四) 受講者の定員
第三号警備業務の講習の受講者と合わせて二十人
- 二 講習対象者
- (一) 新規取得講習
最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- (二) 追加取得講習
第四号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 三 受講申込書の受付期間
令和四年九月五日(月曜日)から同月九日(金曜日)まで
ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。
- 四 受講申込書の提出先
山口県内の最寄りの警察署
- 五 受講申込書の提出方法
受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。
- 六 提出書類
- (一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)
- (二) 履歴書及び警備業者等が発行する第四号警備業務の従事期間に関する証明書
- (三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)
- (四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)
- 七 受講手数料
新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万四千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 八 講習の実施の委託
講習は、山口市宮島町五番一三三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。
- 九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

令和四年八月三十日
発行

発行人
所

山口県知事
庁